



平成27年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 フランスベッドホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 田 茂
(コード番号 7840 東証 第一部)
問合せ先 取締役 (経理グループ担当) 島 田 勉
(TEL 03-6741-5501)

株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更
および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準とすることを目的として、株式併合 (5 株を 1 株に併合) を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 27 年 10 月 1 日をもって、平成 27 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	224,487,500 株
株式併合により減少する株式数	179,590,000 株
株式併合後の発行済株式総数	44,897,500 株

※「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 27 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	19,093 名 (100.0%)	224,487,500 株 (100.0%)
5 株未満	956 名 (5.0%)	1,123 株 (0.0%)
5 株以上	18,137 名 (95.0%)	224,486,377 株 (100.0%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様956 名 (所有株式数の合計 1,123 株) は、下記「1. (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理」記載の処分を行う結果、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことが可能です。詳細につきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えてはならないこととなりました。そこで、この改正および上記「1. (2) 株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 9 億株から 1 億 7 千万株に変更いたします。

(3) 発行可能株式総数の変更の条件

平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 7 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 5 条および第 7 条の変更は、当社第12期定時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日に、効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 5 月 14 日 (木)
定時株主総会決議日	平成 27 年 6 月 24 日 (水)
株式併合の基準日	平成 27 年 9 月 30 日 (水)
株式併合の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (木)
単元株式数変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (木)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日 (木)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 9 月 28 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

Q1 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所で売買単位となっている株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q3 株式併合と単元株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

A3. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000株から 100 株に変更する事で投資家の利便性向上を図り、併せて当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準にするため、株式併合と単元株式数の変更を実施することとしました。

なお、今回の当社のケースでは投資単位が実質的に現行の 2 分の 1 に引き下げとなります。

Q4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 27 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,500 株	1 個	300 株	3 個	なし
例②	557 株	なし	111 株	1 個	0.4 株
例③	43 株	なし	8 株	なし	0.6 株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.2 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②～④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成 27 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は、併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に、1 株当たりの純資産額は 5 倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の 5 倍となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および資産価値等は次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数①	10,000 株	2,000 株	5 分の 1
(理論上の) 株価②	180 円	900 円	5 倍
資産価値①×②	1,800 千円	1,800 千円	変わらず

Q6 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額が減少しますか。

A6. ご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合 (5 株を 1 株に併合) を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q7 端数株式が生じないようにすることはできますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も引き続き単元未満株式が生じますが、買取りや買増しをしてもらえますか。

A8. 株式併合後も単元未満株式の買取制度や買増制度のご利用は可能です。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

Q9 株主自身で何か必要な手続はありますか。

A9. 特段のお手続は必要ありませんが、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用の場合は所定の手続きが必要となります。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人※にお問い合わせください。

※当社の株式名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日を除く)
--